

企業会計

当初予算と
業務計画

企業会計は、経費が税金などで賄われる一般会計と異なり、事業を行うために必要な経費については皆さんが支払う費用などを主な財源としています。このように企業として独立した事業を行うため、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するような運営に努めています。

ここからは企業会計の平成27年度の当初予算と業務計画などについて紹介します（金額の1万円未満は四捨五入）。



病院事業

病院事業は市民の健康を守るために必要な医療を提供する事業です。市立病院では入院・外来診療とともに、救急患者の受け入れを行うほか、災害時の医療提供、看護学生や臨床研修医などの研修施設としての役割も担っています。

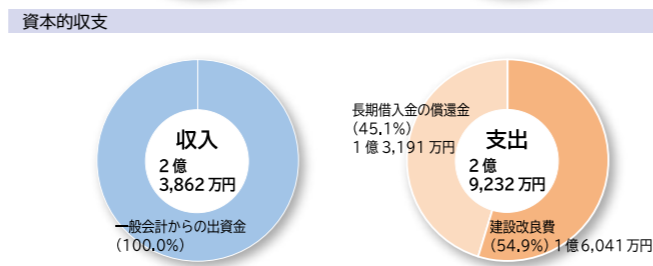
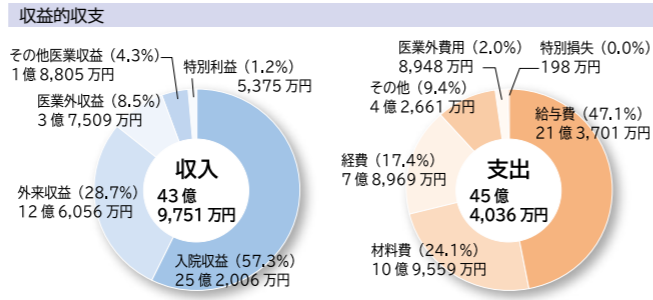
■問い合わせ先 市立病院事務局総務課 ☎34・3211

診療科目	
内科	眼科
小児科	耳鼻いんこう科
外科	リハビリテーション科
整形外科	麻酔科
産婦人科	皮膚科

診療科目が
たくさんあるね!!



業務の予定量	
病床数	250床
年間患者数	入院 6万9,540人 外来 10万845人



水道事業

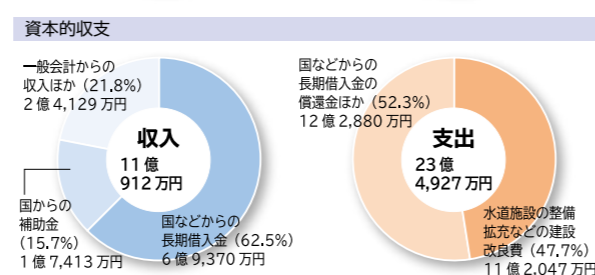
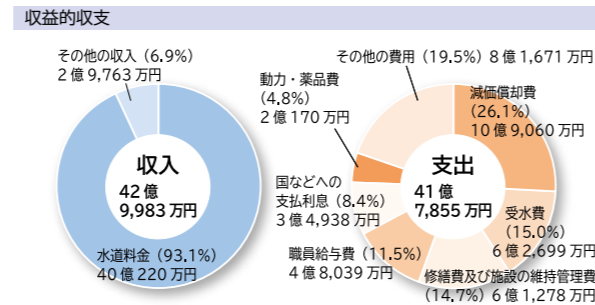
水道事業は一般の需要に応じて、水を供給する事業です。市では日常生活に欠かせない水を安心して使用できるように、取水してから蛇口まで、安全な水を安定供給しています。

■問い合わせ先 上下水道部 ☎36・8100

業務の予定量			
区分	給水戸数	年間総配水量	一日平均配水量
上水道	7万3,567戸	1,873万6,000m ³	5万1,000m ³
簡易水道	2,338戸	86万m ³	2,000m ³
合計	7万5,905戸	1,959万6,000m ³	5万3,000m ³

※一日平均配水量は1,000m³未満を四捨五入により算出しています。

主要事業	
一括業務委託	1億7,559万円
浄水場建設事業	1,500万円
老朽管更新事業	3億6,400万円
…配水管布設替工事 総延長2,943m	
主要管路耐震化事業	2億800万円
…配水管布設替工事 総延長1,424m	
水質監視システム整備事業	2,200万円
樋の口浄水場運転管理業務委託事業	1,200万円
第4期拡張事業	2,000万円



下水道事業

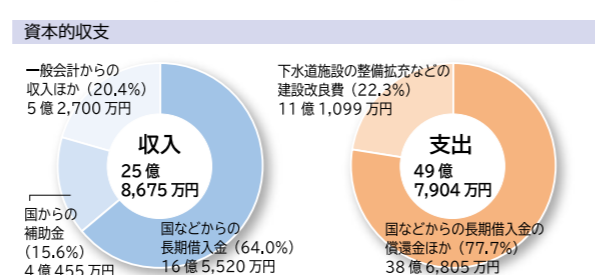
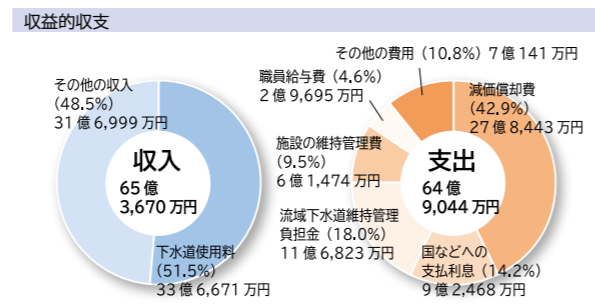
下水道事業は家庭や工場・事業所などから出た汚れた水を下水処理場で処理して自然に戻す事業です。下水道が整備されると、快適で衛生的な生活ができるようになります。川や海の自然が守られます。

■問い合わせ先 上下水道部 ☎36・8100

業務の予定量			
区分	排水処理件数	年間総処理水量	一日平均処理水量
下水道	6万8,181件	2,520万6,000m ³	6万9,000m ³

※一日平均処理水量は1,000m³未満を四捨五入により算出しています。

主要事業	
百沢地区特定環境保全公共下水道建設事業	2億5,000万円
弥生地区農業集落排水事業	1億1,000万円
…管路布設替工事 総延長750m	
常盤野地区特定環境保全公共下水道建設事業	1,000万円
管渠改築事業	7,700万円
中継ポンプ場改修事業 (長寿命化)	2億1,300万円
公共下水道建設事業	1億9,000万円
下水処理場統合事業	1,750万円



まちづくりを
皆さんの力で

弘前市協働によるまちづくり基本条例 ～市民の幸せな暮らしの実現に向けて～

協働によるまちづくり基本条例ってなに？

4月1日から、弘前市協働によるまちづくり基本条例が施行されます。これは、まちづくりの主体となる市民・議会・執行機関それぞれの役割や、市民がどのようにまちづくりに参加するのかなど、まちづくりにおける理念や役割、仕組みなどを定めるものです。条例は全5章、33条で構成されています。

まちづくりの主体とその役割

主体	役割	主体	役割
市民	まちづくりの主体であることを認識することなど	事業者	まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること／従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮することなど
学生	まちづくりに関して、特性を生かした新鮮味のある提案、実践をするなど、学生力を発揮すること	議会	審議・議決機関としての機能を果たすこと／市民に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすことなど
子ども	まちづくりに関わり、経験を積むことなど	執行機関	市民の生命、身体および財産を守るとともに、福祉の向上を図ること／市民などまちづくりを支援すること／市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行することなど
コミュニティ	担い手の育成に努め、その組織、活動の充実を図り、それらを継承すること（町会など）／団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取り組みをすること（NPOなど）		

今後の弘前市のまちづくり

この条例に基づくまちづくりを継続していくことにより、市民の幸せな暮らしの実現につながっていきます。したがって、市民・議会・執行機関それぞれが、この条例の内容を意識してまちづくりに取り組むことが重要です。市民の皆さんも、まちづくりの主体であることを認識し、地域のことを考えながら共にまちづくりを進めていきましょう。

※市では「市民活動保険制度」を導入し、皆さんの市民活動をサポートします。詳しい制度内容は15ページに掲載しています。

協働の事例



【防犯カメラ等設置事業】
地域住民と学生、市職員が一緒にまちを歩き、危険と思われる場所を選定し、市が防犯カメラを設置しました。

条例の全文、解説、条例の制定過程などは市ホームページに掲載しています。また、条例内容を詳しく知りたい人のために、弘前市出前講座のメニューに登録していますので、ぜひ申し込みください。
■問い合わせ先 市民協働政策課 ☎40・7108 / 出前講座について…広聴広報課 ☎35・1194

子どもの見守り
あなたの力で

あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動

強化期間
4月7日～10日

市内一斉取組日
4月8日(水)

「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の効果
☆地域に「自分を知っていてくれる人」「自分が知っている人」がいることで、子どもたちに「地域に見守られているという安心感」が生まれます。
☆子どもたちの行動に気を配ることにより、いじめや虐待の早期発見・早期対応が可能となります。
地域に住む人だけでなく、地域に勤めている人も、いじめや虐待をなくするため、温かなまなざしを向け、思いやりを持って言葉を掛けましょう。

市では、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、弘前の未来を担う子どもたちを市民みんなで見守り、いじめや虐待を防ぐための取り組みを進めています。

市民が誰でも取り組むことができる運動として、「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を右記のとおり実施しますので、ご協力をお願いします。※詳細については、各中学校区に設置している小・中学校、家庭、地域による連携組織から学校や町会などを通してお知らせします。

■問い合わせ先 学校指導課 ☎82・1644 / 学校教育改革室 ☎82・1645